

令和8年度 産後ケア事業の各市町の利用上限一覧

令和8年4月1日現在

	対象者の利用上限(※)			備考
	宿泊型	通所型	訪問型	
1	姫路市	7日以内	通所型と訪問型を合わせて21時間以内	
2	尼崎市	7日以内	7回以内(合計63時間以内)	4回以内(合計8時間以内)、多胎児は6回以内(合計12時間以内)
3	西宮市	宿泊型と通所型を合わせて7日以内		7日以内
4	明石市	7日以内	7回以内(1回7時間以内)	5回以内(1回2時間以内)
5	芦屋市	7日以内	7日以内	7日以内
6	宝塚市	4日以内 (宿泊、通所、訪問型を合わせて7日以内)	21時間以内 (宿泊、通所、訪問型を合わせて7日以内※通所型は3時間を1日として計算)	14時間以内 (宿泊、通所、訪問型を合わせて7日以内※訪問型は2時間を1日として計算)
7	三田市	宿泊型と通所型を合わせて7日以内(多胎は10日以内)		14時間以内(多胎は20時間以内)
8	伊丹市	宿泊型、通所型、訪問型を合わせて7回以内		
9	川西市	7日以内	50時間以内	14時間以内
10	猪名川町	1泊2日を20時間として、宿泊、通所、訪問を合わせて20時間以内		
11	加古川市	7日以内	42時間以内	10時間以内
12	稲美町	7日以内	7日以内(合計56時間以内)	7日以内(合計21時間以内)
13	播磨町	7日以内 第2子以降 10日以内	7回以内(合計56時間以内) 第2子以降10回以内(合計80時間以内)	7回以内(合計14時間以内) 第2子以降10回以内(合計20時間以内)
14	高砂市	7日以内	7回以内(合計56時間以内)	9時間以内
15	小野市	5日以内	合計35時間以内	合計9時間以内
16	加東市	7日以内	合計49時間以内(7回以内)	合計21時間以内(7回以内)
17	西脇市	7日以内	7回以内(合計42時間以内)	7時間以内
18	多可町	7日以内	7回以内(合計49時間以内)	3回以内(時間制限なし)
19	三木市	7日以内	42時間以内	6時間以内
20	加西市	7日以内	40時間以内	12時間以内
21	市川町	宿泊型と通所型を合わせて7日以内		5回以内(時間制限なし)
22	福崎町	合わせて7日以内		
23	神河町	宿泊型と通所型を合わせて7回以内		5回以内(時間制限なし)
24	たつの市	7日以内	7日以内	7日以内
25	太子町	7日以内	7回以内(42時間以内まで)	7回以内(12時間以内まで)
26	佐用町	7日以内	7日以内(時間制限なし)	7日以内(時間制限なし)
27	宍粟市	宿泊型と通所型を合わせて7日以内		4回以内(事業所が設定する利用時間をもって1回)
28	相生市	4日以内	7回以内(合計28時間以内)	7回以内(合計14時間以内)
29	赤穂市	7日以内	21時間以内	21時間以内
30	上郡町	7日以内	通所型と訪問型を合わせて21時間以内かつ7回以内	
31	朝来市	7日以内	通所型と訪問型を合わせて4回以内(時間制限なし)	
32	丹波市	7日以内	49時間以内	21時間以内
33	丹波篠山市	7日以内	7回以内	1回以内
34	洲本市	宿泊型・通所型・訪問型を合わせて7日以内		
35	淡路市	7日以内	7日以内(時間制限なし)	7回以内(時間制限なし)
36	南あわじ市	7日以内	7回または合計49時間以内	7回または合計14時間以内